

事務連絡  
平成21年10月28日

地方厚生（支）局医療指導課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省健康局  
疾病対策課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
母子保健課  
厚生労働省保険局  
保険課  
国民健康保険課  
高齢者医療課  
医療課

診療報酬明細書等の記載方法について

平成21年5月1日より、特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業の対象療養に係る自己負担限度額について患者の所得に応じた額として取り扱う等の見直しが行われ、これに伴う診療報酬明細書等の記載方法については、「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（平成21年4月30日付け保医発第0430001号）により周知しているところですが、今般、当該改正通知に係る疑義について、別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(問1) 特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業の受給者証等の提示があった患者については、その所得区分に応じて特記事項に記載をすることとなるが、保険者の変更により受給者証等に記載されている保険者と保険証の保険者名が異なっている場合がある。この場合の特記事項への記載方法如何。

(答) 保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。以下同じ。）変更後、新しい保険者の所得区分の認定を受けるまでの間は、被保険者証と受給者証等に記載された保険者名・記号番号（後期高齢者医療制度にあっては被保険者番号）が異なることとなる。この場合には、新保険者から所得区分の認定がなされていないことから、特記事項への所得区分に関する記載は不要である。（この場合、従前どおり「一般」所得区分として取り扱うこととなる。）

ただし、新保険者から限度額適用認定証の交付を受けている場合には、当該限度額適用認定証に記載された所得区分をもとに特記事項を記載することとし、3割の高齢受給者証（後期高齢者医療制度にあっては被保険者証。以下同じ。）を持っている場合には、現役並みとして特記事項を記載すること。

（別添1・2「所得区分変更時等の取扱について」平成21年10月13日健康局疾病対策課事務連絡・平成21年10月14日雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡参照）

(問2) 特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業の受給者証等への所得区分の記載は、平成21年9月末までに終了する予定であるとされているが、平成21年10月1日以降であっても、保険者への所得の確認ができずに受給者証等に所得区分が記載されていない場合がある。この場合の特記事項への記載方法如何。

(答) 受給者証等に所得区分の記載がない場合には、特記事項への記載は不要である。（この場合、従前どおり「一般」所得区分として取り扱うこととなる。）

ただし、限度額適用認定証の交付を受けている場合には、当該限度額適用認定証に記載された所得区分をもとに特記事項を記載することとし、3割の高齢受給者証を持っている場合には、現役並みとして特記事項を記載すること。

(問3) 所得区分の記載されている特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業の受給者証等を持っている者が、同一の月に同一の医療機関において、特定疾患及び小児慢性特定疾患以外の療養（以下「一般療養」という。）を受けた場合の取扱い如何。

(答) 受給者証等に所得区分の記載があることから、特記事項を記載することとなる。

また、当該者については、保険者による限度額適用認定を受けているものとみなされることから、一般療養についても所得区分に応じた高額療養費の現物給付がなされることとなる。

(問4) 「小児慢性特定疾患治療研究事業における高額療養費の見直しに係る血友病患者の取扱いについて」（平成21年7月23日雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡。別添3参照。）の「3」によれば、「特定疾病療養受療証」を持っている患者の場合、小児慢性の受診券には所得区分の記載の必要はないあるが、この場合のレセプトの特記事項への記載方法如何。

(答) 小児慢性特定疾患治療研究事業の受診券と特定疾病療養受領証（マル長）の両方を持っている患者の場合、特定疾病療養受療証が優先適用され、小児慢性に係る所得区分の確認は不要であることから、特記事項欄には「02長」、「16長2」又は「03長処」を記載すること。

なお、慢性腎不全患者で特定疾病療養受療証（マル長）を持っている患者についても同様の扱いとなる。

